告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和二年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和二年四月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

県道秩父上名栗線	路線
五 名 栗 線	名
し、関係図面に表示する部分に限る。) 秩父市中町一三六〇番一地先まで(ただ 秩父市中町一三六〇番一地先から同	供用開始の区間
令和二年四月二十八日	供用開始の期日
平成二十年一月八 日付け埼玉県秩父 日付け埼玉県秩 とた道路予定区域 の一部供用開始で ある。 延長二六一・三メ ルトル	備考